議員提出第3号議案

品川区木造住宅耐震診断助成条例

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および品川 区議会会議規則(昭和53年品川区議会規則第1号)第14条第1項の規定に より提出する。

平成 年 月 日

提出者 石田ちひろ 鈴木ひろ子

中塚 亮

賛成者 飯沼 雅子 南 恵子

品川区議会議長

鈴 木 真 澄 様

品川区木造住宅耐震診断助成条例

(目的)

第1条 この条例は、人間の英知、技術および努力により地震による災害を未然に防止し、被害を最小限にくい止めるとの理念の下、耐震診断の費用を助成することにより、建築物の耐震化の促進を図り、もって災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 耐震診断 予測される大地震に対して、建築物が必要な耐震性能を保有しているか否かを調査するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法(国土

交通省建築指導課監修)」に基づいて行う耐震診断をいう。

- (2) 協定機関 区長と品川区木造住宅耐震診断支援事業に関する協定を締結した耐震診断機関をいう。
- (3) 耐震診断専門家 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築 士の免許を有する者であって、区長の依頼により協定機関がその所属会員 から選任したものおよび東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱 (平成19年都市建企第91号)に規定する耐震診断事務所登録のある事 業所に所属するものをいう。

(助成対象建築物)

- 第3条 この条例により助成金の交付の対象となる建築物(以下「助成対象建築物」という。)は、昭和56年5月31日以前に建築され、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する区内にある個人が所有する木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める木造の建築物を助成金の交付の対象とすることができる。

(助成対象者)

- 第4条 この条例による助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象建築物の所有者とする。ただし、共有建築物にあっては共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあっては区分所有者によって合意された代表者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

(助成内容)

- 第5条 区長は、助成対象者に、協定機関が選任するものが耐震診断した場合は、協定機関と区が締結した協定額の全額を助成する。ただし、協定機関が 選任したもの以外の耐震診断専門家が耐震診断した場合は、協定額に相当する額を限度として助成する。
- 2 助成金の交付は、同一の建築物について1回限りとする。

(耐震診断専門家派遣等申請手続)

- 第6条 協定機関が選任する耐震診断専門家の派遣および助成金の交付を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。
- 2 協定機関が選任するもの以外の耐震診断を受けて助成金の交付を受けよう とする者は、区長に申請しなければならない。

(助成対象者の決定等)

- 第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容 を審査し、助成対象の可否を決定しなければならない。
- 2 区長は、前項の審査の結果、助成対象になることを決定したときは、第1項の規定により申請を行った者に対し通知するとともに、診断士を派遣し、第2項の申請にあっては、申請を行った者に対し通知しなければならない。
- 3 区長は、第1項の審査の結果、助成対象にならないことを決定したときは、 助成対象にならない旨を申請者に通知しなければならない。

(権利の譲渡禁止)

第8条 前条第2項の規定により助成対象の決定を受けた者(以下「助成予定者」という。)は、助成を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供して

はならない。

(助成金の交付請求)

第9条 助成予定者は、耐震診断の完了後、区長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、 適正であると認めたときは、助成予定者に対し、助成金を交付するものとす る。

(交付の取り消し等)

- 第11条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の交付予定額もしくは交付額を変更し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) この条例に定める目的以外の目的に助成金を使用したとき。
 - (3) 法令に違反したとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(説明) 災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断に要する費用について協定機関と区が締結した協定額全額を助成する必要がある。